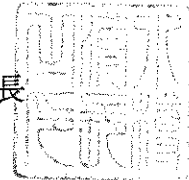


港長公示第2号

港則法第39条第1項の規定により次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年7月21日

小樽港長



小樽港における航泊の禁止について

令和4年7月24日小樽港第一区において実施される第56回おたる潮まつり花火大会について、灯浮標の諸元及び監視船の隻数が変更されたことから、港長公示第1号による航泊禁止（小樽港長の許可を受けた船舶及び当該花火大会に従事する船舶並びに巡視船艇を除く。）の内容を下記のとおり変更する。

記

1 期間及び区域（別図のとおり）

(1) 7月24日午後8時から当該花火大会が終了するまで

次の3点を順に結んだ線及び陸岸に囲まれた海域

イ 小樽港第一区色内ふ頭南東端（北緯43-12-17.5 東経141-00-22.6）

ロ イの点から真方位155度、100メートルの地点

ハ 小樽港第一区色内防波堤先端（北緯43-12-09.8 東経141-00-10.8）

(2) 7月24日午後8時30分から当該花火大会が終了するまで

小樽港北副防波堤灯台から真方位308度、980メートルの地点を中心とする半径700メートルの円内海域

2 標識

小樽港北副防波堤灯台から真方位308度、980メートルの地点を中心とする半径700メートルの円内海域を示す灯付浮標（標体：黄色、単2秒に1閃光）が3基設置される。

3 備考

花火大会実施中、監視船が7隻配備される。

航泊禁止区域図

小樽港

航泊禁止区域(1)

期間 午後8時～花火大会終了まで

区域 次の3点を順に結んだ線及び陸岸に囲まれた海域

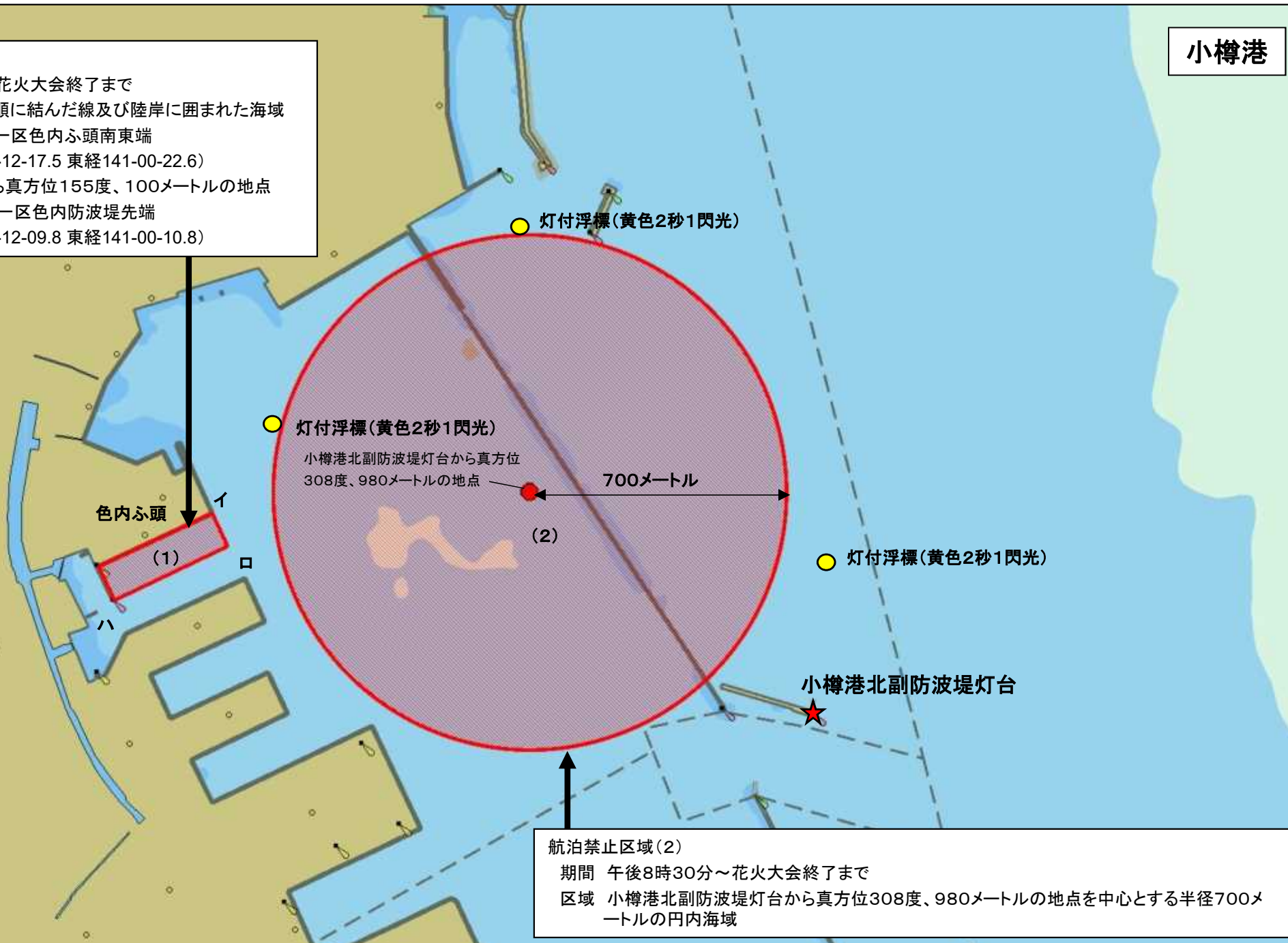
イ 小樽港第一区色内ふ頭南東端

(北緯43-12-17.5 東経141-00-22.6)

ロ イの点から真方位155度、100メートルの地点

ハ 小樽港第一区色内防波堤先端

(北緯43-12-09.8 東経141-00-10.8)



灯付浮標(黄色2秒1閃光)

小樽港北副防波堤灯台から真方位
308度、980メートルの地点

700メートル

(2)

灯付浮標(黄色2秒1閃光)

小樽港北副防波堤灯台

航泊禁止区域(2)

期間 午後8時30分～花火大会終了まで

区域 小樽港北副防波堤灯台から真方位308度、980メートルの地点を中心とする半径700メートルの円内海域